



27 学保第 880 号
平成 27 年 11 月 2 日

小郡三井医師会会員 様

久留米市教育委員会
教育長 堤 正則
(教育部 学校保健課)

学校給食における食物アレルギー対応のための
「学校生活管理指導表」の作成について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、久留米市の学校保健業務にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 24 年に、食物アレルギーを有する児童が、給食を食べた後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなる事故が発生しました。この事故を受け、文部科学省において、再発防止のための検討が進められ、今年 3 月に、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項等を示した「学校給食における食物アレルギー対応指針」が出されております。

この指針では、学校は、アレルギー対応を希望する保護者から、医師の診断による「学校生活管理指導表」を毎年提出してもらうことが必須とされています。

本市においても、来年度からは、文部科学省の指針に基づく対応が必要になりますが、本市の学校給食では、約 400 人の児童生徒に食物アレルギー対応を行っており、「学校生活管理指導表」の提出を必須とすることは、かかりつけの先生のご協力がなくては困難な状況です。

現在、久留米大学病院の先生方で、アレルギー専門外の先生でも記入していただけるような「学校生活管理指導表」の作成や、記入マニュアルの作成等を進めていただいております。

完成しましたら、小郡三井医師会・久留米医師会・大川三瀬医師会の先生方を対象にした説明会を市教委主催で開催する予定にしております。時期が近まりましたら、再度ご案内いたしますので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

久留米市教育委員会 学校保健課

(学校給食チーム：井上)

TEL : 0942-30-9273 / FAX : 0942-30-9719